# 原子力委員会

#### 原子力防護専門部会(第10回)

#### 議事録

- 1.日 時 平成19年12月19日(水)10時00分~12時00分
- 2.場 所 中央合同庁舎第4号館 4階 共用第4特別会議室
- 3.議 題
  - 1.関税法における輸出入規制について
  - 2.放射線テロ対応におけるコミュニケーション
  - 3.放射性物質のセキュリティに関する基本的考え方(案)
  - 4. その他

### 4.配布資料

資料第1号 関税法における輸出入規制について

資料第2号 放射線テロ対応におけるコミュニケーション

資料第3-1号 放射性物質のセキュリティに関する基本的考え方(案)

資料第3-2号 放射性物質のセキュリティに関する基本的考え方(案)参考 資料

資料第4号 原子力防護専門部会(第9回)議事録

参考資料1:核関連貨物・技術の輸出入管理について

参考資料2:放射性物質に係る新聞報道等について

## 5.出席者

委員: 内藤部会長、川上委員、衣笠委員、交告委員、小佐古委員、東嶋委員、 中込委員、山本委員

原子力委員(オブザーバー):

近藤委員長、田中委員長代理、松田委員、伊藤委員

事務局:黒木参事官、牧野企画官、中島補佐、立松上席調査員

(内藤部会長)皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、これから 第10回の原子力防護専門部会を始めさせていただきます。

本日は青山委員におかれましては御都合がつかなくて御欠席でございます。今回は、財務省関税局監視課から関税法における輸出入規制について御説明をいただきます。また前回、小佐古委員からのコメントに基づきまして山本委員から放射線テロ対応におけるコミュニケーションの御説明をいただきます。それらの後に事務局から放射性物質のセキュリティに関する基本的考え方(案)について説明し、御議論いただくことになります。

それでは、最初に配布資料の確認を事務局からお願いします。

(事務局:立松上席調査員)配布資料について確認させていただきます。資料第1号といたしまして「関税法における輸出入規制について」。資料第2号といたしまして「放射線テロ対応におけるコミュニケーション」。資料第3-1号としまして「放射性物質のセキュリティに関する基本的考え方(案)」、資料第3-2号としまして「放射性物質のセキュリティに関する基本的考え方(案)参考資料」、資料第4号が前回の議事録でございます。参考資料1といたしまして「核関連貨物・技術の輸出入管理について」、参考資料2といたしまして「放射性物質に係る新聞報道等について」を配布してございます。過不足等がございましたら御連絡いただきますようお願いいたします。

(内藤部会長)それでは、議題1「関税法における輸出入規制について」でございますが、この後の財務省からの説明にも関連しますので、初めに参考資料1「核関連貨物・技術の輸出入管理について」を事務局から簡単に御説明願います。(事務局:牧野企画官)参考資料1を御覧ください。こちらは経済産業省に依頼して作成しました核物質又は放射性物質関連の貨物・技術の輸出入管理に関する資料でございます。

輸出管理制度と輸入の方の管理制度、さらに、その他核物質防護ということで 3本立てになっております。まず、輸出の方を見ますと、制度的には1の(1) のリスト規制、(2)のキャッチオール規制という2本立てとなっています。リ スト規制の方は輸出管理の対象となるものをリストに挙げて、その許可を必要と するという規制です。キャッチオール規制はリスト規制の対象品目以外の品目に ついても大量破壊兵器、例えば、核兵器などの開発等に用いられるおそれがある ものについては許可を必要とするように規制がかけられます。場合によっては輸出許可が必要であるという通知を経済産業省から行い、その許可を求めるというようなこともできるという制度になっています。

こちらの方は核物質の関係につきまして、輸出をする場合には許可が必要だということになるわけですが、2ページ目の のほうに「輸出の承認」という制度もございまして、輸出の承認の制度につきましては国際約束を誠実に履行するために原子力関連貨物についての輸出承認の制度があるということになっております。

(1)の のところに放射性同位元素については輸出の承認が必要だということになっておりまして、本部会におきましても説明がありました放射性同位元素の輸出入に関するガイダンスに基づきまして、この放射性同位元素の輸出確認証の交付ということが承認の要件になっております。

一方、輸入の制度につきましては、原子力関連貨物について輸入承認制度の対象とするというものがあります。これは輸入の承認の制度と事前の確認制度と、それから通関時確認制度の3本立てになっておりまして、核物質につきましては輸入の承認ということになるわけでございますが、放射性物質につきましてはこの(3)通関時確認制度が係わってきます。これは、放射性同位元素を輸入しようとする者は通関時に税関にしかるべき許可を受けているものであるということを証明する書類を提出するということになっています。

この通関時確認制度は、基本的にはこの輸入承認制度の承認義務の例外とする制度と位置付けられているということでございます。なお、核物質防護については核物質防護条約がありますので、それをきちんと担保するということも行っているということでございます。以上です。

(内藤部会長)ありがとうございました。今の御説明について何か御質問、コメントはございますか。

ないようでしたら、次に資料第1号の「関税法における輸出入規制について」、 財務省から御説明をお願いいたします。

(財務省:松田補佐)おはようございます。財務省関税局で課長補佐をしております松田と申します。本日はお時間をいただきましてありがとうございます。

本日は税関におきまして輸出入、出入りする貨物についてどういう水際取締り

をやっているかについて概要を御説明したいと思います。

お手元にお配りしました資料に基づいて簡単に御説明させていただきたいと思います。資料を1枚めくっていただきまして、「関税法における輸出入規制の仕組み」ということで資料がございます。私ども税関におきましては、他の国内法の輸出入規制と違うところが多くありまして、薬事法であるとか、あるいは今御説明のございました外為法でございますとかについては、それぞれ主務官庁に一定の手続きをとる必要があるわけでございますけれども、これは手続きをとる必要があるというふうにその輸出入者が理解した場合に、手続きするという規定になっております。従いまして輸出入者にそのような認識がなければ漏れるということも当然起こり得るわけでありますが、私ども税関の場合はそこの一番最初のポツに書いてありますように、原則として、すべての輸出入貨物は税関に申告をして、貨物について必要な検査を受けて、その許可を受けなければならないという規定がございます。

従いまして、すべからく輸出入をされる方は書面に基づいて税関に申告する。 従ってこの段階で私ども税関では必要手続きをとられているかどうかをチェック することができるということでございます。

では、具体的にどういうものについて、出入りする貨物について確認をしているかということでございますが、続けて書いてあるポツにありますように2つ書いてございます。1つは関税法自身として「輸出してはならない貨物」あるいは「輸入してはならない貨物」ということで、直接規定を設けまして、それに該当するものがないかどうか確認をして、それに該当するものがあれば許可をしない。

具体的にはどういう貨物が列挙されているかということにつきましては、その下のページのほうに行きまして、現在、規定されているものを簡単に整理して挙げてございます。

上のほうを見ていただきますと、1号から10号まで管理法の69条の11というところに掲載しているわけでございますが、基本的には不正薬物であったり、銃であったり、あるいは偽造通貨という、どちらかというと公共に害を及ぼすものを中心となっているわけですけれども、そこの表にございます号数に色を塗ったものが実は近年新たに追加されておりまして、これは政府が掲げておりますテロの未然防止に係る行動計画という中で、テロ対策として税関としてもやれるこ

とをちゃんとやっていこうということで爆発物、それから化学兵器に供されるおそれがあるもの。それから、さらに生物兵器に使用されるおそれのある病原体について輸入してはならない貨物に追加しているということでございます。

ただ、この輸入してはならない貨物、あるいは輸出してはならない貨物にどういうものを関連法の中で規制するかという1つの概念の整理がございます。1つは、まず他の法令において輸出入に関して禁止している貨物であるということです。それから禁止することが国民の健康、安全、それから国際社会の平和及び安全、あるいは内外の経済秩序の維持といった社会共通の利益保護観点から、特に必要である、重要であるというふうに認識で、その中で特に税関が積極的に取り組まれているものをここに列挙しているということでございます。

従ってここに挙げてございますものについては、いずれも国内法で別途主務官 庁のほうで輸出入が何らかの形で規制されているということになってございます。

もう1つございますのは、先ほど外為法で御紹介がありましたけれども、最初のページの3つ目のポツであります。税関で先ほど申し上げた貨物の申告をするときに、関税法以外の法令によって何らかの手続きをとることを求めているものについて、それが関連していることを税関に証明する義務を負っているというものであります。

どういうものがあるかといいますと、2つのタイプに分かれておりまして、1つは として書いてございますように、輸出入に関して許可承認等の必要なもの。もう1つは輸出入に関して検査あるいは条件の具備を必要とするものということでございます。

条件の具備とはどういうものかといいますと、高圧ガス取締法のように一定の 規格の容器に入っていることというような条件がついているものについては、そ ういう条件が付いた容器に入っているということなっていて、その証明がされな い場合には関税法70条に規定に基づいて許可しないということになっておりま す。

他の法令としてどういうものがあるかというのは、もう 1 枚めくっていただきまして、 3 ページ目に主な法令が列挙してございます。先ほど御紹介があった外国為替、外国貿易法につきましても輸出入それぞれ税関に承認をして確認をとらなければいけないと、法令に規定されております。先ほどの規制書類というのは

まさにこういうものであるということについて定められた書面を税関に提供して 確認をしなければいけないということになるわけでございまして、そういう書類 ができない場合には税関は許可をしないということになります。

では、具体的にどういう流れになるかというのを最後のページに、4ページ目に簡単にポンチ絵をお示ししてございます。外国から貨物が来ますと、港や飛行場に下ろされまして、いったん仮置き場に置かれるわけですけれども、その搬入が終わった後に必要な手続きをとらなければいけないものについてはあらかじめとっていただいて、その後、私どもに申告して頂く。その際、貨物の種類やその他の様子を見ながら、私どもに必要なのは書類を申請して、今申し上げたような手続きをとっていない、あるいはとっているに係わらず、それについて行政措置をとるなり、あるいは犯則事件として調査を行うというような対応をとっているというところであります。

以上、簡単に申し上げましたが、これが税関における水際の取組でございまして、従って放射性物質につきましてはそれぞれの主務官庁さんの法令に基づいて、 具体的規定されているものについては私どものほうでチェックできる仕組みでご ざいます。

最後のページに最近の動きとして簡単にご紹介してございます。メガポート・イニシアチブというものがございます。これは今申し上げた輸出入とは別の枠組みとして動いているものでございます。この資料は実はまだ政府部内で調整中のものでございまして、対応的にきちっと成立しているものではございませんので、この部分の取扱いには御留意いただきたいのですが、実は9.11テロ以後、セキュリティ確保に力を入れており様々な施策をとっておられます。その中の1つとしてコンテナに隠匿された核物質等を阻止しようということでアメリカが今、国際的な取組を推進しておりまして、海上貨物について主要な港に放射性物質の感知装置を置いて、そこで不法に放射性物質が輸送されていないかどうか事前チェックをしようということをアメリカが推進して、その他の国々に働きかけをしているところであります。

幾つかのパイロットプロジェクトが行われていますが、我が国においては従来からやっております海上コンテナの安全対策の施策をやっている東京、横浜、名古屋、神戸港においてできないかということで米国から要請があって、今、どこ

か1つの港をターゲットにして、試験的な対応プロジェクトができないかという ことを関係省庁間で調整をしているところであります。

これは港にコンテナが出入りするヤードがあります。そこの出入り口にそこの 写真にありますような放射性の探知機にポールを立てて、そこをすべてのコンテナを通して、そこで放射性物質の感知をしようとしてます。以上でございます。

(内藤部会長)ありがとうございました。ただいまの財務省からの御説明に対しまして何か御質問、御意見はございますでしょうか。

衣笠委員。

(衣笠委員)今の資料第1号で御説明いただいた中で核物質とかRI物質をわざと専門的に議論してあるからという意味で省いてあるのでしょうか。どのジャンルに入っているか。その中では位置付けをどんなふうに見ていらっしゃるのかなと思いながら聞いていたんですけれども。御説明いただけますか。

(財務省:松田補佐)最初に御説明すればよかったのですが、私どもの場合は最初に申し上げた輸出入してはならない貨物という形で、関税法に直接規定してあるもの以外は、基本的には各法令に基づいて輸出入をコントロールしている。要するに承認が必要ですとか、あるいは届け出をしてくださいということになっているものについては基本的に税関でチェックをするという形で担保しています。

輸出入してはならない貨物にどのようなものを乗せるかということについては、これもやはり基本的には個別の法令で、まず輸出入規制がされていて、その上でさらに税関として積極的に対処ができないと思われるものについて別途規制ということなのでありますが、放射性物質については輸入について直接的に規定している法令が今のところないという理解でおります。その部分についてはまだ手当はできないということでございます。

(内藤部会長)ありがとうございます。先ほど事務局から説明した資料の参考資料 1、それのページは打っていないけれども、3枚目といいますか、通関時確認制度、そこのところが該当していると思います。

そのほかございますでしょうか。

東嶋委員。

(東嶋委員)確認なんですけれども、そうしますと資料第1号の一番後ろから2ページ目の輸入通関の流れというところで、これが核関連貨物の場合は他法令手

続きというところに当てはまって、それが放射線障害の行使に関する法律によって書類を税関に提出し、税関ではその申告を受けるということの2つのところに当てはまるという理解でよろしいのでしょうか。

(財務省:松田補佐)御指摘のとおりでございまして、ただ、今おっしゃられた 法律、直接受ける形になって、多分輸出入の管理でございまして、こちらのほう でおっしゃったような承認であるとか、あるいは税関確認手続きが必要なものに ついては輸入申告というところで関連する書類と併せて提示があって、その内容 を税関のほうで、申告された貨物と合致するものがあれば手続きされるというこ とになります。

(内藤部会長)ありがとうございました。事務局から補足があるそうです。

(事務局:牧野企画官)これは輸出入が一緒になっているのと、それから核物質と放射性物質が一緒になっていますので、少し整理が必要かと思います。まず、輸出の関係で申し上げますと、今、財務省からの説明がありましたとおり外為法の関係で輸出の規制がかかっているのは核物質も放射性物質も両方かかっていますので、これは他法令確認の方の、要するに関税法では70条の、そういう規制がかかっているということになります。

一方、輸入の方の制度につきましては、外為法のような規制が明示的にはかかっていませんので、これは通関時確認制度の方を使って、これは障防法などでは放射性同位元素については許可を受けた者でなければ取扱いや使用ができませんから、そういうしかるべき許認可を得ているものでなければ輸入しても国内では持てない、使えない、売れない、利用できない、こういうことになりますので、そういう書類が整っているかということを通関時に確認する制度がありますので、それで確認をして輸入をされるということになります。

核物質の方は輸入承認の制度が別途ありますから、核物質はもう一段厳しめに 法律がかかっているということになります。

(内藤部会長)ありがとうございました。中込委員、それから小佐古委員。

(中込委員) 1点だけ確認ですが、この法律で言うといわゆる申告していないものについてはすべて見逃してしまう。ただ、メガポート・イニシアチブにありますように測定器を持って、どちらかというと積極的に検出しよう、放射性物質の放射線は検出しようというので申告があるかないかに係わらず検出できる設備。

現状では我が国ではそれはないというふうに考えてよろしいんですか。いわゆる無申告のはそのまま入ってしまいますということと理解してよろしいんでしょうか。

(財務省:松田補佐)無申告、要するに何の申告もなくて貨物を持ち込むことは、今冒頭申し上げたように関税法67条でちゃんと申告しなさいと書いてまして、関税法違反として、要するに放射性物質ではなくて通関手続きに対する違反ということで、私ども取締対象、摘発対象として調査する対象になります。

それから、放射性物質みたいなものを今どういうふうにチェックしているかに ついて申しますと、実は全くゼロではなくて、輸出入貨物を検査するために大型 のエックス線検知装置が今全国に 1 6 機ございまして、これはコンテナの中身を 透視できるというものなんですけれども、一応ガンマ線と中性子線をつけている というのがございます。実は検査をしたものについては一応のチェックはできています。

(中込委員)ただ、私の知識の範囲では、税関法に基づく検査というのはあくまでも関税をかけるためのものを検出するのであって、それが関税対象外かどうかというものについては全然検出できない、しないと理解していいのでしょうか。

(財務省:松田補佐)実際の税関の取り締まりは大きく2つございまして、御指摘の関税を取るというものと、それからもう1つセリという部分がございます。要するに水際取り締まりの部分です。要するに不正薬物覚醒剤とか銃砲とか、そういうものを不正に隠匿している可能性がありますので、今の検査の主流はどちらかと言えば後者にあります。従って、その積極的な機能でどこまで何をチェックするかというのは全体のバランスの中で行っていますので、必ずしも税に特化しているわけではないということです。

(内藤部会長)ありがとうございます。今の関連でいきますと、先ほどのメガポートの御説明の中でガンマ線検出装置に加えてうんぬんと書いてありますから、13港16か所にはX線装置に加えて、そういったガンマ線の検出器がある。そういうことですか。今、中性子線もあるとおっしゃったけれど、それも事実ですか。

(財務省)つけました。

(内藤部会長)すでに終わっているんですね。

(財務省:松田補佐)はい。

(内藤部会長)分かりました。

(財務省:松田補佐)もともとは、ガンマ線がありまして。

(内藤部会長)はい、分かりました。ありがとうございます。

小佐古委員。

(小佐古委員)もうすでに牧野企画官が述べられたように、核燃料物質と放射性物質のほうは分けて考えなければいけないということですね。核燃料物質の方は承認とか許可が必要ということで、出所をすべて明らかな上で動くということでよるしいかと思うのですが、話題になるのはやはり放射性物質ということになると思います。

今、すでにふれられたように障害防止法では現在、輸出入に関連してツールが整備されていくというふうに伺っておりますけれども、こちらのほうをどういうふうにするかについては、かなり工夫がいるということになると思います。現行の制度は行うところ、あるいは行われているところはすべての基本となるのは、主軸となるのは書面といいますか、申請されたものの整合をとるということがやはり中心になるのだと思うんですね。和歌山のコンテナの中に中性子線源が入っているとか、ほかのところでスクラップの中にオーファンソースと言うんですけれども、ニトロフの紐から外れて分からなくなったものが混じっているということで中性子線源等々が用意されてきたところなんですが、今の議論のように検出すればいいというような簡単な仕組みになっていないというところが注意すべきだと思うんですね。

もうすでにここの御説明の中にも輸出入に関して検査をする、あるいは条件の不備を確認するということなんですが、それでは検出は一番下のどこのところまでやるんですかと。例えばコバルト60があったとき、5MBqと言われて、5.5MBqだったら、それは税関のところでやるんですとか、様々な問題が出てくるということです。

それと、非常に難しいのは核燃料物質と違って放射性物質のほうは場合によれば大量のものが輸入されるということになります。例えば今もあまりにも量が多いので例外規定として規定しているものはトリチウム等が入った蛍光型の時計とか、そういうものになりますと一般消費財で国内で少量のもので規制を免除され

ているものは年間で1億2,000万個ぐらいできているというのを見ても分かるように、それをちょっと超えたものというのはやはり相当数のものが物流として動いているということなんですね。

ですから、現行の法令は書類をベースにして、飛び越えたものを税関のところでチェックするというふうにして動いているところ、一番最後のようにメガポート・イニシアチブ、米国では全部やるんだと力んでいるそうですけれども、どのレベルでやるんだということなんですが、ここについても現状をよく見て何ができるか。レベルに応じたマネジメントとは何かという議論をされないと、極めて低いものがすり抜けたか、日本政府のやり方はでたらめだとか、うそをついたとか、システムが不健全だとか、そういうようなのはおかしな話でありまして、やはリレベルに応じて現状がどうであるか、全体の物流がどうであるかということを中心にして、今の書類の検査を中心にしたものを次のステージに動かしていくという議論を是非やっていただきたいと思います。

今やられているのは、あえて言えばエビデンスを取るといいますか、取り出したものを確認するというだけに過ぎなくて、具備したものが具備したとおりであるかとか、書面どおりのものであるかというのを税関のところで込み合う荷物の中、専門家も非常に少ない中、それを全部やりきれというのはかなり無理な要求でありまして、そこら辺のところも含めた精緻な議論をやっていただけるとありがたいと思います。ありがとうございました。

(内藤部会長)ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。 それでは、財務省さんありがとうございました。

(財務省:松田補佐)どうもありがとうございました。

(内藤部会長)それでは議題の2に移りまして、「放射線テロ対応におけるコミュニケーション」につきまして、資料第2号を山本委員から御説明をお願いいたします。

(山本委員)山本です。資料第2号ですけれども、前回、ICRPの資料の説明が不足でしたので、その中で「コミュニケーション」について説明します。

御説明しますのは1ページめくっていただきまして2ページのところにある、 前回に引き続きまして「ICRP Publication 9 6 」の放射線攻撃事態におけ る放射線被ばくに対する人の防護」ということで、これ自体は原子力防護といい ますか、セキュリティに特化して述べている報告書ではないんですけれども、セキュリティ関連が出てくるということです。

2ページの復習になりますけれども、真ん中の作成経緯にありますように2005年3月に出版されていて、構成の中で7章コミュニケーションというミッションを設けて、論じているというところが特徴です。

3ページですけれども、Publication 9 6 の中でICRPが示している認識だとか、見方、考え方あるいは勧告について、これから説明していきます。

前回の委員会でも委員の皆さんから御説明がありましたように、放射線テロ、Radiological Attackを放射線テロというふうに略して説明しますけれども、放射線テロの特徴として心理的な問題が発生するということをICRPも指摘しています。

1行目にありますように放射線テロにおいては他のテロ行為の場合よりも、公衆、 当局者及び放射線防護分野以外の専門家に心理的な問題が発生しやすい。前回の 委員会でキーワードとしては噂が飛び交うとか、あるいは状況がよく把握できな いというようなことになるので、この心理的な問題の発生が指摘されています。

簡易核兵器の爆発のような極端な場合を除いて、放射線や放射性物質が直ちに 死者を出すような効果をもたらすことはありそうにないけれども、心理的な問題 は大きな危険因子の一つになるだろうといただいています。

放射線テロの発生後には症状があってもなくても放射線被ばくや汚染についての評価あるいは助言を求める人々が医療関係機関に殺到する。それから、医療関係者自身も専門家でない場合は恐怖感や不安を持つことがあるだろうことを指摘して、こういうような影響の発生の要因として、放射線に対する恐怖とか、それから放射性に対する誤解というのが上げられるというふうに指摘しております。

4ページ目、ではどういう対策があるかということでICRPが勧告していることが書いてありまして、対策は一つはコミュニケーションと情報発信だと言っています。その中身ですけれども、信頼できる正確なコミュニケーションと情報発信、これが放射線テロ発生後の事態に対する放射線防護の重要な構成要素であると同時に、放射線防護の中にこういうコミュニケーションとか情報発信というのを持ち込んでいるところが特徴です。

コミュニケーションというのは対応する当局、政府の当局と、それから公衆・

メディア、それから対応する要員との間のコミュニケーションということですが、扱われる情報は事態の様相、つまり放射線レベルや汚染状況の複雑なデータを含む。そういう理解の下ですけれども、例えば当局の対応状況、それから監督される放射線防護対策ということです。それなので、こういった対策として公衆とメディアに明確で正確な情報を流し続けることが必要。そういう仕組みを対応計画の立案段階で検討していくことが必要だということを強調しています。

繰り返していただいて、ではこういった対策を立てる上で重要な点は幾つあるということで、指摘している1つ目が迅速性の確保ということで、情報を提供しないでいるとテロ発生から時間がたつにつれて、公衆の安心感を回復して事態を収拾するのはますます困難になるということで、放射線や汚染の程度と影響範囲、こういった情報は初期の段階であまりよく分からない段階でも粗い評価結果であってもどんどん出していくべきだということとか、あるいは放射線情報の発信は放射線防護対策のガイダンスと組み合わせて行う必要があるというようなことを指摘しています。

それからもう1つ勧告していることで、広報といいますか情報発信の専門技能者、こういったものを管理する必要があるということをいただいていまして、情報の収集、処理あるいは発信にこういった広報の専門技能を有する要員を配置する。その専門要員の役割としては情報発信の管理ということで、前は迅速にどんどん出せと言っていたんですけれども、そういうことだけではなくて、情報を制限するということもあり得る。あるいは状況を選択し、適正適地に情報を発信するというようなことも過多な情報の時期尚早な発信は不要な不安を引き起こすということを指摘しながら、勧告として述べています。

それから、最後に6ページですけれども、もう1つの必要な要件としてメディアとの良好な協働関係を確立しておく必要があるということを勧告しています。放射線テロの発生に備えて、メディアとの良好な協働関係を確立しておくことが極めて重要だということで、方策として2つ挙げています。連携計画の立案にメディア関係者を参画させること。あるいはメディアの参画する模擬訓練や演習を実施することということを挙げています。

こういったことがコミュニケーションとして直接述べていることですけれども、 このほかにPublication 9 6 は心理的な影響に対する医療措置についても詳しく 述べていまして、コミュニケーションの中でも患者とのコミュニケーションのあり方とか、あるいは被災者といいますか防災関係者の間でのデブリーフィングと言うんですけれども、そういう体験を話し合う、そういうような場を設けるようなことも具体的に指摘しています。

それから、コミュニケーションという意味では対応当局者間のコミュニケーション、情報共有も重要だということで、関係調整の方策として、犯罪捜査のための情報開示制限というようなことと、それから放射線防護のための情報収集とか、公衆の情報発信、発信と制限というのが対立する場合もあるので、関係機関内での調整も重要だというようなことも述べています。

以上です。

(内藤部会長)山本委員、ありがとうございました。今の御説明に対して御意見、 御質問はございますでしょうか。

衣笠委員。

(衣笠委員)今の説明していただいた中で私が聞いておりまして、大半のものは実は原子力災害でも同じようなケースが問題で、同じようなことが予期される、こう思うわけです。特に放射線テロということで特徴的な他の放射線事故とかの原子力災害ではないものとして、放射線テロに特有な問題というものをこの中ではそれらと区別して述べている部分というのは、あるのでしょうか。一番際立っているのは、テロの場合は犯罪ということが明確ですので、その捜査との絡みで最後に述べられましたけれども、犯罪捜査のための情報開示制限とかそういうものが加わってくるので、非常に複雑な様相を呈してくるのですが、そこは一般の放射線事故とか原子力災害と違うところではないかと私は思っているんですけれども、それ以外は基本的には放射線事故、原子力災害で取らなければいけない方策とほとんど一緒ではないかというふうに理解しているんですけれど、その辺はいかがですか。

(山本委員)御指摘のとおり2つの面がありまして、1つは大部分が原子力防災のいろいろな知見が使えるだろうということはICRPも予測しています。それほかに原子力防災が想定しているような、前回もちょっと述べましたけれども、都市の真ん中で起こるとか、原子力防災についてはあらかじめ場所が決まっていて、原子力のサイトとか、そういうところで準備されているのではない、そうい

う場所で起こるということも考えておく必要があるということを違いの 1 つとして述べています。以上です。

(内藤部会長)小佐古委員、何か補足がございますでしょうか。

(小佐古委員) ちょうど私がICRPの委員をやっているときにニューメキシコ大学のメトラ先生がテロのこと、原子力防災とこういうテロを中心に話は全く違う。何が違うかというと、原子力防災の場合にはいわゆるトリウムですね。トリウムが飛んでくるというようなことがベースになっていますし、ある程度人口密度が低いところ、例えばオフサイトセンターがあるとか、すでに防災組織があるということを前提にということになりますので、こちらの場合とは全然違う。テロが起こる場合には大体田舎でやることはなくて、大都市で人が密集しているところで起きますし、かなり限られた範囲の人ということになります。その人たちは明確に何らかの形で放射能の汚染に遭う。片やトリウムが追加すれば大きな議論にならないだろう。むしろそちら側の議論ですが、こちらのものはある人たちは場合によれば明確な汚染を抱えることになります。

その次に一番違うのは、メディカルカウンターメジャーというのが全く違う。 医療関係の対応が違うということです。国際計画のほうは医療計画そのほかオフサイトセンター、防災組織そのほかが整備されているところでありますが、こちらのほうはそんなものとは全く縁のない普通の都市で起こるわけですから、言ってみれば三次元のような形のものになるということですね。大量の人間が押し分けてきて、本当に治療を必要とする人とちょっとして休んで帰ればいいような人たちがごちゃ混ぜになって病院の中は大混乱ということだったということですね。そのことを非常にメトラ先生は気にされて、メディカルな分野のほうからこの文章を起こされたということです。ですから、この種のことが起こると、一番に大事なことは大量の人間が不安を抱えて病院に流れ込む。それをスクリーニングをかけてうまく裁くということが一番初期の段階としてはいるということになります。場合によれば何人かの人たちは具体的なメディカルケアが必要であるということになります。

その次がいわゆるこういう情報をどうするかというような形の話になり、今出てきたところですが、この種の話題というのはすでに我々は原子力委員会、安全委員会でリスクマネジメントをやっているんですが、クラシカルな形のリスクマ

ネジメントが成立しなくなっていることを明確に示していることになります。

例えば新潟の地震を見ると、我々は放射線防護は成功した。放射能は出たという人もおられるんですが、出たというのはゼロをいっぱい並べて、その人に並ぶ ぐらいですから放射線防護は大成功だった。ほとんど出ていない。ゼロではあり ませんけれども出ていないのに等しい。

原子力安全も大成功だった。原子炉はちゃんと止まりました。制御棒はちゃんと入りました。リアクターもクーリングできました。アクシデンタルマネジメントも大成功でした。

では、全体として見て、あの結果はリスクマネジメントとして我々が成功をおさめたかというと、これはちょっと違うのではないかなと思うんです。我々が中心になって考えてきた放射線防護とそういうアクシデンタルマネジメントがうまくいっているにも係わらず、情報リスクとか様々な形の心理的な不安とか、コンビネーションになって、全体のリスクマネジメントを大きく阻害しているということですね。この種のテロの場合には我々が気にしなかったそのほかの部分がかなり前面に出てくるということで、その一端をメトラ先生がまとめられたこれにあり、かつ先回発言させていただいたのは短くですけれども、述べられている点を是非注意喚起して議論の参考にしてほしいと思います。ありがとうございました。

(内藤部会長)小佐古委員、ありがとうございました。最後のところは非常に重要な原子力災害とこういった放射線テロとの差異の1つの点だと思います。それは特にこの山本委員がまとめられた最後の6ページでのメディアとの良好な協働関係の確立というところが非常に重要でございまして、小佐古委員の御指摘のようにアクシデントマネジメントとか放射線防護のマネジメントでは非常に成功したかもしれないけれども、メディアがそれをちゃんと正確に伝えていたかというと、必ずしもそうではなくて、イタリアのサッカーチームでしたか、それが来日を躊躇したというようなこと、あるいは民宿がキャンセルされたとか、そういうことがありますように、まさにテロの目的は不正確な報道によって社会的不安を起こすということが狙いだとすると、まさにそれは達成されてしまうわけですから、ここのメディアとの良好な協働関係の確立というのは、そのときに、起こった段階では、不十分であって、日ごろの連携が非常に重要だなと思います。メデ

ィアもそうですが、社会一般的に専門的にそのことを追いかけている人というのはいなくて、人事ローテーションで2年とか3年で常に新しいクルーが入ってきて、常に誤ったといいますか、正しくない理解、正しい理解を持たないまま入ってくるということが多いわけですから、そういう意味ではメディアに対する正しいアプローチといいますか、不断の努力といいますか、それが非常に重要だなということを御説明をお伺いしながら感じました。

そのほかございますでしょうか。

#### 東嶋委員。

(東嶋委員)今のメディアの関係についてメディアの側からの意見として述べさせていただきます。例えば誘拐事件などがありましたときには、報道協定などがあったり、あるいは普段からそういった事件を想定して新人記者なども訓練させたりということをしていますので、想定された範囲内で報道がなされるのですが、例えばバイオテロなどについては国の対策としてはかなり進んでいると思いますが、そういった場合にメディアとの関係というのはどの程度想定され構築されているのか、今後分かりましたら教えていただきたいと存じます。

それから、先ほど小佐古先生からサリン事件の例が挙げられましたけれども、 私もこの例というのは例えば放射線のテロなどのときに参考になると思います。 サリン事件の際のメディアの対応というのも参考になるかと思うんですが、それ についても参考にしていかれればいいなと思います。

(内藤部会長)ありがとうございました。衣笠委員。

(衣笠委員)今、私自身は放射線とか事故時、原子力災害のときの医療はどうやるのかというところに係わってきたものの一人として、このおっしゃっていることが、先生方のおっしゃっていることはそのとおりなんです。ただし、バイオとか、ケミカルなサリンとかと違うところは放射線というのは測定で微量まで測ることができる。すぐその場で判断できるという決定的な差があります。ですから、測定器を持っている。ただし、その測定が余りに低レベルまで計れるため、かえって不安を助長するということ、そういう側面もあるんです。ともかくそういうところで他のBCとは違うだろうというふうな取組方をしております。

もう1つは、殺到してくるだろうということは想定しております。そういうと きにどういうふうにスクリーニングするのか。どういう応援の仕方をするのか、 そういう議論の段階に入ってきたのと、もう1つはメンタルヘルスです。そういう専門家たちとどういうタイアップをするのかというので、今実際に議論をし始めて構築し始めている段階でございます。

その専門家たちと、私はそういうメンタルヘルスの専門家ではないんですが、 そういう人たちと共通認識を持っているのは、ある一定のときにみんながびっく りして殺到したり何かするというのはある程度は起こってきて、それは正常な反 応です。そこで何を避けたいかというとパニックを起こさないようにしたい。そ れが1点です。

それから、正常な反応はそのまま受け入れる。やがてそれは元に戻るという、 そういう原則があります。そこから外れた人たちをいかに今度ピックアップする のか。そういう議論まで進めているんですけれども、今、特に小佐古先生がおっ しゃっていました点に関しては、医療に携わるものも今非常に関心を持って、そ して対応しようとしているということを申し上げたいと思いました。以上でござ います。

(内藤部会長)ありがとうございました。今おっしゃられた検討を始めている、 始まっているというのはどういう場でしょうか。

(衣笠委員)かなりオープンに議論をし始めたのは実は今年からで、それまでは 安全委員会の医療分科会というところの中で心のケアの検討会というのでやって きたわけなんですけれども、それはまあ我が国としてどういう方針で臨むかとい うことを議論してきたんですけれども、さらにもっと突っ込んで、今、実際に殺 到したときにどうするか、そういう問題は今原子力安全研究協会が主催しまして、 そしてオープンなディスカッションを始めているというふうに私は理解していま す。

(内藤部会長)ありがとうございました。小佐古委員。

(小佐古委員)簡単に。今の資料の2ページ目のところにICRPのPublication96の作成経緯というのがあります。私はずいぶん前にというふうに先ほども申し上げたんですが、改めてこれを見て2003年10月の作業班がメトラ先生を中心にして設置され、半年後の2004年の5月にすでにドラフトを作っているんですね。それから10か月して引退決定で出版側に回しているということです。

何が言いたいのかというと、米国とかこういうテロリズムに対する対策とか、カウンターメジャーというのはすごい勢いで動いておりまして、通常はICRPの勧告というのは私も勧告に絡んだ分は6件、7件あるんですが、短いもので3、4年、長いものになりますと8年ぐらいとかなるんですね。

これを見ていただいたら分かるように、すごいスピードで外国のほうは動いている。さっきの御説明にありましたメガポート・イニシアチブなんかは決めたらあっと言う間に動いて、こちらの議論が成熟しないままでアメリカと同じことをやれというようなことが頻繁に起こり得るんですね。是非この種の議論は早いうちにやっていただきたいということです。

その下の構成を見ていただいても分かるように被ばくの健康影響、対応関係者を消防士とかいろいろな人が対応するわけですから、それの防護、公衆とか、あと医療措置。幾つかのシナリオと不要関係事項というのでポイントのところがかなり要領よくまとめられておりますので、是非御参考にいただければと思います。 米国等々で提案されるものをそのまま丸飲みということでなくて、是非この種の議論は集中して早い時期に対応策を考えていただきたい。

(内藤部会長)ありがとうございました。ほかにございますか。ないようでした ら、次の議題に移らせていただきます。

(近藤委員長)小佐古さんからいいことを聞いたから。さっきの税関の話を伺っていて、まさにリスクベーストレギュレーションというかリスクインフォームドレギュレーションというか、本来的にリスクの評価がなされるべきなんだろうと思う。肝心なリスク評価の作業を国内できちっとだれがやるんだということなんですよ。原子力委員会にやれというふうに皆さんおっしゃっているのか、そこが一番困ってしまうところです。

大蔵省、財務省が自らやってくれやと。これは私も若干はそういう分野の仕事も確かにそういう意味の研究分野を決めて研究費が出るんですね。レポートががんがん出てくるという世界があって、その上にこういう活動をなさるんだけど、日本の場合はそういう意味の知り合いのところがなくて、みんな忙しく自分で書くよりは読むことで知識を得てここでしゃべるという、そういう仕事が多すぎるんですよね。ここをどうするかというのが一番の悩みです。

原子力安全研究協会も研究をどこまでをやっていただけるか。いつも研究しま

しょうよと申し上げるんだけどなかなか手当てもできない。ここのところをやは り変えていかなくてはならないと思うんです。

メガポート・イニシアチブはアメリカの9.11の以後、予算の金額にだって とんでもない金額が注ぎ込まれているわけです。それと対抗しながら議論をする というのはほとんど不可能なんですけど。ただ、現実にこうやって世の中動いて いることは確かなんで、ICRPのこの委員会に日本の委員がいたのかどうか知 らないけれど、いたら当然、小佐古先生のおっしゃるような意味で発言をして、 日本の実情を踏まえたことに決めてもらえているはずだと僕は思うんだけど、そ こまでの体力、気力がなかったのか、そこは分からないんですが、こういうとこ ろが一番の問題で、原子力委員会はまさに責任があったというか、責任があるこ とに気がついたのが遅かったので申し訳ないんですけれども、そういうことをセ キュリティがにわかに関心を持たれていて、それが当然安全規制の一部だろうと 思っていた。だけど、そうではない安全規制を除く規制が原子力委員会の仕事と 思わざるを得ないということで、今こういうことをしているんで、大変心苦しい ことで、告白をしているのに近いんですけれど、一方でIAEAの動きを見てい ましても、こういういわばアグレッシブに緊急処置的ににいろいろなことを決め たということについて、やはりセカンドラウンドで反省ということですね。それ を体系化、そういうフェーズに少し移っていくのかなという勝手な独断と偏見か らの印象を持っていまして、そういう意味である意味ではここで我々が手を出す ということ、頭の体操をし始めて、できればそういう日本の実情を反映したリス ク評価ということについても勉強していただくということも含めて、ここでそう いうところの重要性も指摘したレポートがお書きいただけたらありがたいな、そ んなふうに考えております。

(内藤部会長)ありがとうございました。

(小佐古委員)短く情報を。ICRPは、これは第三委員会、医療の委員会で作っておりまして、その当時はあんまりあれなんですけれども、某西のほうの大学におられた方ですが、純正なお医者さんということでした。それから2番目ですけれども、迅速性のところですでになぜ中性子の検出器がついたかというと和歌山において、フィリピンからのスクラップ廃材の中に中性子線源が入ってきて大騒ぎだったというときに、関係省庁が集まって可及的速やかにいろいろな対策を

とるとかって1回やったんです。可及的というのは、日本の場合には時として速 やかのところは速やかで。

その当時、私はフィリピンのほうに近藤先生のところの原子力委員会、FNCA、Forum for Nuclea in Asia、アジアの原子力協力というのがあって、向こうに行っている規制庁の人間を30人全部集めて大演説して、フィリピンだというのでいろいろ話しましたら、向こうはすぐアクションをとってくれまして、それから税関にリペクターを並べ、事業者を全部集めて教育をやったんですが、どこかの国ではいまだに何もしない。要するに図体がでかすぎるんですね。意思決定をやるには関係省庁が多すぎますし、事業者が多すぎるんですね。フィリピンでは全事業者を集めても2、30ですから。それから、3番目ですけれども、やはり基礎研究というのは大事です。今、東大とUCB、カリフォルニア大学バークレーの原子工学科と、いろいろな勉強会とかシンポジウムなどをやっているんですが、大変私は1か月前に日本で行われました会合でびっくりしましたのは、向こうの原子力工学科の6割から7割ぐらいの人がセキュリティの仕事と核不拡散の仕事をやっているんですね。

なぜそうなるかというと、DOEとか政府のお金がもうほとんどそっち側に回っていて、ほかにお金が下りないというのが、それが正常であるかというと、私はあまり正常ではないと思うんですが、そこまでいかないにしてもある程度基礎的なスタディがないと書面だけで決めますと、上滑りしてなかなかやっかいなことになるのではないかなというふうに思うんですが、この辺は原子力委員会の采配ではないかという気持ちもなくはないんですけれど、よろしくお願いします。

(内藤部会長)ありがとうございました。近藤委員長から先ほどお話がありましたけれども、1つはセキュリティ対策と安全対策とのシナジーをどうするかということ。さらには具体的な規制体系がどうなるのかという、そういうところも踏み込んだ議論が必要になってくるのではないかということだと思います。

なかなかすぐには答えが出ないところだと思いますけれども、念頭に置きながら議論を進めたいと思います。

中込委員。

(中込委員)非常に簡単なんですが、研究の話なんですけれども、核防護に関しては一応研究の内容は機密事項となるので制限されてしまうので、逆に研究者か

ら見ると成果が表に出ない。論文としてなかなか評価されない。内々では評価されるんですけれども。そういった制限なんですけれども、今後、RIに関するものについて、こういう秘密事項になるかどうかというのは、ちょっと今後検討をする必要があるかと思います。秘密事項でなければ研究は多分かなりの人がやってくれるのでしょうけれども、やったけれども、それはオープンにしてはだめよということになると、もし秘密ということですね。そうなるとやはり研究の成果というのはなかなか、やる人はいなくなるという背景があろうかと思いますので、核防護と秘密確保、RIも秘密事項として扱うかどうか。そういう項目があるかどうかは今後検討されるべきだというふうに思っております。

(内藤部会長)ありがとうございました。時間も迫ってきておりますので、以上、議題の2につきまして終了させていただきまして、次の議題の3「放射線物質のセキュリティに関する基本的考え方」、資料第3号を事務局から御説明をお願いします。

(事務局:牧野企画官)資料第3-1号「放射性物質のセキュリティに関する基本的考え方(案)」を事務局の方でたたき台としてまとめてみましたので、これを踏まえて御議論をいただければと考えております。

1.が現状の認識ということになっておりまして、6ページまで。7ページからは2.として基本的な考え方を少し整理してみました。最後には17ページに3.としてその他主な検討事項が他にもありますというような構成にしてございます。

まず2ページの「現状認識」でございます。これはこれまでの本部会におきましているいろと御説明あるいはプレゼンテーションなどがありましたので、それらを踏まえて要約をしてまとめたものでございます。簡単に言いますと、(1)の背景としましては、90年代の旧ソ連の崩壊に伴ってオーファン・ソースなどによる被ばく事故が起こったことを契機に、そういう認識が高まってきた。9.11テロを契機に、これまた関心が高まってきた。そういうことから放射性物質によるテロ、いわゆるRテロの危険性の国際的な関心に対してエビアン・サミットなど、そういうような機会においてもG8での声明とか行動計画などが採択されてきているということであります。

IAEAの動向が3ページ以降に整理してございます。こちらの方もこれまで

説明があったとおり、2003年には放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範、いわゆる行動規範というものが策定されておりますし、放射線源のセキュリティの暫定指針としてTECDOC-1355も2003年に策定されている。

さらには、2004年に放射線源の輸出入に関するガイダンスなども作られてきており、IAEA核セキュリティ・シリーズとしての指針類の体系的な整備が進められているというような背景でございます。

4ページに移りまして、国内の動向についてもこれまでいろいろと説明がなされてきました。国内の利用実態としましては、放射性物質は医療、研究、教育、産業など多方面において使用されていて、利用形態も様々であります。セキュリティに対する関係者の意識には幅があるということでございます。いろいろ数字的なものも表にして整理してございます。

5ページの関係法令につきましては、放射線障害を防止し、公共の安全を確保するということを目的として放射線障害防止法が定められておりますし、その他関連法令としても薬事法、医療法、船舶安全法等がありまして、6ページに表で整理しているようなことになっております。

7ページから基本的な考え方でございますが、これは資料第3-2号という1枚紙を少し用意しておりますので、こちらの方を御説明いたします。構成といたしましては、まず、防護すべき対象としては放射性物質があるわけでございますが、そのセキュリティに関する基本方針として3点ほど整理をしてございます。基本方針を踏まえて想定される脅威に対してどのようにセキュリティの機能の体系を整理していくかということであります。国際的な考え方として、基本原則は行動規範の中にも示されておりますので、それを踏まえて整理をすべきであるということであります。

セキュリティ機能の体系の整備の手順といたしましては、これまでも高レベル 放射性廃棄物の防護の検討のときにも整理をいたしましたとおり、対象の潜在的 危険性を区分した上で、それに応じたセキュリティ・レベルを設定して、そのセキュリティのレベルを達成できるようなセキュリティの機能の体系を構成していくということになっていくかと思っております。

これを具体的に少し書きましたのが資料第3-1号の7ページからでございま

す。(1)といたしまして、基本方針として3つほど挙げたわけでございますが、最初の1番目としましては、核物質のセキュリティに関する基本的な考え方と放射性物質のセキュリティに関する基本的な考え方については、基本的な部分については整合性があるものであるべきではないかと考えております。

につきましては、行動規範など、あるいはIAEAの国際的な指針類の内容 に沿った考え方とするべきではないかということであります。

におきましては、放射性物質の利用が阻害されないようにすることと、それから一方で想定される脅威の達成を阻止することがそれぞれ適切に確保されてい くような考え方が必要ではないかということであります。

8ページに移りまして、ここでは基本原則として行動規範に挙げられているものを少し要約しております。行動規範におきましては基本原則としてかなり幅広いものが挙げられておりますけれども、ここではその中の一般的なものとして書かれている部分を要約させていただきました。事務局の要約の仮訳ですのであまり正確には書いておりません。要約ということで御了承いただけばと思います。

1番目は放射線源の適切な防護とセキュリティ文化を促進していきましょうということであります。

2番目は、放射線源の管理と防護に関する法令の整備をきちんとしていくべきである、そこについてはセキュリティに関する第一義的な責任は取扱者にあるというようなことを明示しなさいということなどが8項目ぐらいにわたって書いてあるということであります。

3番目につきましては、この放射線源を取り扱う者が利用するようなセキュリティに関連した設備やサービスをきちんと確保していきなさい。具体的には ~ のようなものが挙げられています。

4番目は訓練を十分やるということです。5番目は放射線源の登録システムを確立していくことです。6番目は緊急時の影響などを受ける国には、迅速に情報を提供していく、これは周りの国という意味ですが、提供していきなさいということです。

7番目は、オーファン・ソースなどのセキュリティに対する危険性について関係機関や公衆の認識をきちんと促していくことなどです。

8番目につきましては、場合によっては放射線源を再利用した方がセキュリテ

ィ上適切な場合には、再利用を奨励することです。

9番目は、セキュリティに関する責任は取扱者にあるということをきちんと強調していくべきであるということです。

10番目が脅威の設定ということを実施し、ぜい弱性の評価をしなさいということです。

1 1 番目は機密情報の保護をしなさいということです。

この行動規範につきましては、基本的には密封の放射線源を対象として書かれているということであります。

9ページですが、防護すべき対象といたしまして本部会で考えておりますのは、 対象物として核物質の関係は核物質防護の方で議論しておりますので、核物質を 含まない放射性物質ということでございます。

対象の施設としては、この対象物を使用したり販売したり、賃貸、廃棄、その 他の取扱いを行っている施設になるかと思います。

輸送としては対象物の輸送が対象となります。

10ページですが、ここでは放射性物質に対して想定される脅威というものを どのように整理をしてみたらよいのだろうかということで、少し概念的な整理を したものでございます。

放射性物質の潜在的な危険性というのは、やはり放射線を発する放射性物質を拡散するということに伴う危険性であろうかということであります。それを踏まえて脅威として想定されるものは、やはり盗取などによる不法移転、これによって放射性物質を拡散する危険性があります。これは、ダーティボムなどが考えられますし、一方で直接放射線源を壊しに来る、それによって放射性物質を拡散されるという危険性もありますから、そういう妨害破壊行為というものが脅威として想定されます。

ちなみに参考として核物質の場合も併せてここに書いてみましたが、核物質の場合も今申し上げましたような放射能を持った物質を拡散させるという危険性は当然あるわけでございますけれども、それ以外にも不法移転の脅威としては、それを盗み取って核爆発装置を作って爆発させてしまうというようなことまであるわけですので、脅威としては同じ不法移転であってもそれに伴って発生する危険性については全く違ったものが入ってきています。これは、同じ尺度では測れな

いものであるということであります。

妨害破壊行為につきましても、放射性物質につきましては基本的には密封の放射線源がほとんどでありますので、これを壊すということなんですが、核物質になってきますと、これは原子力発電所などの能動的な施設があって、これを異常な操作で臨界とするようにしてしまった場合には、拡散の度合いというものも大分異なってくるだろうということです。やはり同じ妨害破壊行為という脅威を想定したとしても、危険性というものが尺度としては違う部分があるのではないかということであります。この辺を少し頭の整理をして、全く同じような考え方でやってしまいますと混乱しますので、少し整理をしてみたということです。放射性物質の脅威というのは不法移転、妨害破壊行為という、文言上は核物質と同じようなものに見えますけれども、実際にはそれによって起こるであろう危険性の部分については尺度が全く異なっている、しかも核爆発による危険性とは比べものにならないようなものになっているということであります。

に書いてありますのは、今申し上げたことを整理したのですが、同じ脅威が 想定される場合でも潜在的な危険性が異なるものであれば、セキュリティのレベ ルの設定も当然異なってくる、つまり、尺度が異なるものに対してのセキュリティ・レベルの設定の仕方は当然異なるだろうということであります。

その意味で言いますと核物質と放射性物質について同様の潜在的危険性の尺度を用いることができるのは、この表で見ますと不法移転の放射性物質の拡散による危険性という部分と、妨害破壊行為の放射性物質の拡散による危険性という部分だけであろうということであります。

次に11ページの方につきまして、セキュリティ機能体系を整備する手順でございますが、これは前回の高レベル放射性廃棄物の防護の関係で考え方を整理したものがおそらく一般的な考え方として適用できるであろうということで書いてございます。

最初に ですが、対象が有する潜在的危険性の区分をまず掲げます。 として 潜在的危険性の区分に対応して、要するに危険性に見合ったセキュリティのレベ ルを設定しようということであります。ただ、ここの潜在的危険性というのはあ くまでも潜在的なものですので、対象の実際の特徴を踏まえて脅威の達成の困難 性を考慮するという修正も必要となろうということであります。 につきましては、実際、セキュリティのレベルというものが決められたときには、それを達成できるようなセキュリティの機能を組み合わせて体系的なものを構築してセキュリティ・レベルを達成していくような設定が必要だということであります。

としてそのような設定されたセキュリティ体系については、ぜい弱性を評価 した上で見直しをしていく必要もあるだろうということであります。

12ページでございますが、ではその対象が有する潜在的危険性というのはどのような区分の仕方があるのかということであります。ここの部分につきましても、実は高レベル放射性廃棄物の潜在的危険性の考え方のときには、明確にはここまでは議論しなかったのですけれども、ある種似通った考え方が想定できるだろうと思います。具体的には、IAEAでD値というものを用いた分類の仕方が定められておりますので、それに従って潜在的な危険性が整理されるだろうということです。

このD値というのは、前回の専門部会で山本委員から御説明がありましたとおり、放射性物質の危険性を定量的に表すために被ばくによる影響を核種ごとの放射能のTB q という値で示したものと理解していたと思います。これを危険性のカテゴリーとして1、2、3、4、こういうふうに分けてみてはどうか。こちらの線源の危険性の説明は、1の方は一番危険性が高い。2、3、4といくに従って低くなるということでありまして、具体的にはこのD値を用いて括弧書きで書いてあるような数字の度合いになっていたと思います。

そうしますと13ページですけれども、これらの危険性のカテゴリーに応じて危険性か高いものについてはセキュリティのレベルも高いものにし、低いものについては低いもので適当であるということであります。それをセキュリティ・レベルAというのを脅威の達成を確実に防ぐレベル。Bというレベルは高い可能性で防ぐ。Cというレベルは適切な可能性で防ぐ。Dというのは、これはガラス固化体などの場合につきましては慎重な慣行による管理によって防ぐということでございましたけれども、今回の場合はIAEAのセキュリティに関する議論などを踏まえまして、国際的な安全基準における放射線源のセキュリティに関する一般要件となっていますので、軽微なものについてはこの一般要件で対応しようという考え方が一部ガイドラインの議論などでは示されておりますので、それを示

しているということであります。

ここは具体的には I A E A の基本原子力安全基準というのがあって、これは "国際基本"となっていますが"国際"は要らないですね。基本安全基準という ものの 2 - 3 4 というところにこの要件は具体的に示されていて、内容的には放射線源の管理をきちんとやりなさい。それから不法に譲渡したりしてはいけない し、移動可能な放射線源は定期的に在庫確認といいましょうか所在の確認をしましょうというようなことが書かれているということであります。

また先ほど御説明申し上げたとおり、放射線源の潜在的な危険性は本当に物理的な特性を踏まえて、定量的にある種画一的に決められてしまうものでありますので、実際に線源が放射線の医療機器のように密封線源としてかなり複雑に組み込まれていて、専用の治具がないと外せないような機器になっているような場合とか、そういう個々の特徴というものを考慮しますと、それを直ちに壊す、あるいは抜き取って盗み取るというのは脅威の想定としてあるのですけれども、それはなかなか達成しづらいものになっています。そういうことをよく考えてセキュリティのレベルというものを設定していくことが大事ではないかということを書いています。

その特徴としては、もともと脅威の想定の中では放射性物質を拡散させる、つまりこれはそれによる被ばくの影響ということでございますけれども、そういうことをやりましたので対象物の物理的性状から放射性物質が容易に大量に環境には拡散するおそれがないというものが明らかであれば、そういう特徴を持った対象であれば、それに見合ったセキュリティ・レベルに設定すべきではないか。

としては、今度は対象物だけではなくて、対象物は更に装置の中に組み込まれていて、かなりしっかりとした装置の中でなかなか壊しづらいというようなことであれば、放射性物質というのは容易に大量に環境に拡散するおそれはないということになりますので、そういうことも踏まえることができるのではないかという考え方を示したものであります。

1 4ページは参考としまして I A E A のセキュリティに関係している文書では どのようなセキュリティのレベルの設定の仕方をしているのかを示したものであ ります。これらの基本的な考え方には今説明した内容に沿ったものにとなってい るかと思います。 15ページですけれども、ではセキュリティ機能の体系というのはどうやって構成されるのかというと、基本的には ~ に示したような検知、遅延、対応、それから管理というような、それぞれの機能の組合せで体系的になされるということであります。

中には威嚇、ディタランスということなんですが、それによる抑止をセキュリティの機能に入れる場合もあるのですけれども、実際、このセキュリティ機能を設定しようと考えますと、抑止の効果というのは結果としては分かるのですが、結果が得られていない設計の段階でどういうふうに組み込むかというと、物理的にはやはりできませんので、ここではセキュリティ機能としては考慮しておりません。

16ページでございます。こちらはセキュリティ・レベルを達成するようなセキュリティ機能の体系を作っていく段階においても、対象の具体的な特徴を踏まえた上でどのようなセキュリティの機能の組合せ方があるだろうか。ここも少し実態に応じた工夫の仕方があるのではないかということでございます。

さらに、最初に対象として何を考えるかということを整理したときには、核物質を含まない放射性物質ですということでありますので、放射性物質というのは密封線源だけではないんですけれども、基本的には密封線源が大半になるかと思いますが、非密封線源とかそのほかの放射性物質というものもあろうかと思いますので、それらに対してのセキュリティ・レベルの設定ですとか、あるいはセキュリティ機能の体系についてはどういうような考え方で臨むべきなのだろうかということはある程度の交通整理をする必要があるかと思います。この辺は検討の時期みたいなものを含めて、一番急ぐべきものからきちんと整理をするという考え方もあるかと思いますし、それはいずれにしろ考え方としてどうするかということを整理して検討していくことが必要かと思っています。

以上が2ポツの基本的な考え方を議論していただく上でのたたき台として事務 局が用意したことでございます。

3 ポツといたしましては、それ以外にもここにはお示しきれなかった部分がありますので、幾つか主な検討事項として挙げてございます。 といたしましては、 先ほど内藤部会長からも御発言がありましたけれども、放射性物質に関する安全 対策とセキュリティ対策の効果的な連携の在り方を検討していく必要があるので はないかということであります。

につきましては、基本原則の中にもありましたけれども放射性物質に関する セキュリティ文化の醸成、これは現場の意識というものについては幅があるとい うような御指摘もありましたので、そういうようなことについても検討はしてい くべきではないかということであります。

につきましては、放射性物質のセキュリティに関する体制の整備ということで、これまでも関係省庁の連携の話ですとか、あるいはこのセキュリティの専門的な研究は一体どこがやるのかとか、いろいろなことがあろうかと思いますので、検討項目としてあります。

につきましては、本日、山本委員からプレゼンテーションがありましたような緊急時におけるコミュニケーションというのはどこで検討するかも含めてやはりどう扱うかということは検討課題としてあるのかと思います。

最後に18ページですが、先ほどの基本的な考え方を踏まえて実際に体系的なセキュリティ機能というものが最終的には整備されていく。これはさらに、実際に関係省庁が規制として実現していくということになるかと思いますが、現時点はまだ草案の段階でありますけれども、IAEAの方では放射線源のセキュリティといういわゆる指針類のドラフトの中ではこんなイメージを持っている。これはまだ関係国からのコメントなどによって調整がかかりますので、このとおりにならない可能性がありますけれども、こんなイメージがあるということを参考までに示したものでございます。以上です。

(内藤部会長)ありがとうございました。御議論いただきますが、あと35分ぐらいしかございませんので、効率的にやりたいと思いますので、セクションを区切りながらやりたいと思います。まず全体の構成について御意見はございますか。中込委員。

(中込委員)全体に入る前に我々のこの放射性物質のセキュリティをもちろん考えなければいけないのですが、そのときに我が国だけ考えるのではなくて国際的にカテゴリーいることでIAEAの動向は非常に重要だと思うのですが、その辺の情報というのはいつも事務局から出てくるという、現状がどうなっているかというのを各々出していますけれども、いわゆるRIのほうもそういう状況、国際的な動向といいましょうか、状況は事務局から毎回報告されるということでよろ

しいのでしょうか。

(内藤部会長) いかがでしょうか。

(事務局:牧野企画官) I A E A における検討状況につきましては、政府として も外務省を通じて外交ルートで情報は公電ベースで入ってきますので、そういう ようなものがありましたときには非公開の部分、つまり機密情報の部分を除けば 私ども事務局のほうが連携をしてこの場で御説明するということは可能です。

(内藤部会長)ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。川上委員。

(川上委員)全体ということで申し上げれば、線源に対していわゆるグレーディッド・アプローチで押さえていこうという基本的なところは非常にうまくというか、これでよろしいかと思います。

もう1つは、今日、最後のほうでお話があった国外からの持ち込みというもの も少し考える必要がある。もう1つ出てくるとすれば不法な製造というのがあり ます。これは多分ないと思うので、そこはよろしいと思うんです。

(内藤部会長)ありがとうございました。ほかにございますか。小佐古委員。

(小佐古委員)大体結構ではないかと思うんですが、一番最後のところが考え方を整理というので、ここはファンデーションみたいにちょっと見えるんですが、あんまり実際にはられるんだと思うんですが、この種のものは考え方を整理した後に実効性のあるものを実現するというところはやはリポイントではないかと思うんです。

ですから、やはり考え方を整理さられた後に短くではあっても実効性あるものを実現するためには、こういうふうにされたらどうですかというような提案的なものを短く的にもまとめられたらと思うんです。常に近藤委員長もふれられているように、やはり日本におけるスタディとか、日本からの情報発信というようなあたり、これは非常に重要だと思うんです。例えばあとでまた振れようかと思うんですが、日本の固有の事情というのも幾つかあります。放射能がまかれたということで一生懸命行ってみれば温泉の湯の華がこぼれていったとか、湯の華なんてあまりヨーロッパとかアメリカにはないような気がするんですが、それをプルトニウムをまいたと言われれば、アルファ線が出てくるわけですから、最初の数日間はやはり大混乱ということになっていますから。最初分からなかったんです

ね。そこはすごく重要な点なんですが、幾つかのケーススタディをされたり、あるいは日本は非常に関係省庁さんが真面目でいらして、複雑に省庁間が入り組んでいるところ、省庁間調整、最終的には原子力委員会がリーダーシップをとられるとか、あるいはセキュリティ、セキュリティと言うばかりに新しいものが次々に枝葉として出てきて、我々も今検査漬けになってアイソトープを使ったり原子炉を使うときに、原子炉を使う時間が20%ぐらいになって、残りは80%ぐらい検査法でやっていただいて、それで結構なんですけれども、やはり実効性のあるものにするにはセキュリティイシューをどこら辺の省庁がカバーされたらいいのかというあたりもやはり少し議論が進むようにしていただければと思います。

すでにラジオアイソトープ等については安全の面から検査その他がやられていますので、日本の今の状況でありましたらできたらそういうことを抱き合わせにして検査をやっていただくとか、そういうふうにしないと独立になりましたら、セキュリティ・レベルが高くなれば、セキュリティに必要なレベルが高くなれば分けたほうがいいと思いますが、それで今の状況のときには是非実効性のあるような先ほどのことが示唆できるような、最後のところを留意していただければと思います。

(内藤部会長)ありがとうございます。最後の点については、核物質防護についてはすでに既存の安全規制のところでやっているわけですから、それを敷衍するということもあるかもしれません。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

ないようでしたら、セクションに分けて議論をしていきたいと思います。まず 1の現状認識、2ページ、3ページ、4ページ、5ページ、6ページにつきまして何かございますでしょうか。

先ほどの川上委員の最後の御指摘がありましたが、輸出入関係のこともここに 入れておいたほうがいいと思うんですけれども。ここにというのは5ページ、6ページです。通関関係、水際規制の記述ですね。これを補ってください。

ほかにございますでしょうか。川上委員。

(川上委員) I A E A のところの 3 ページ目の です。 I A E A の放射線源の輸出入に関してガイダンスがあって、これを実施する旨の書簡を提出すると書いてあるんですが、この内容というのは何かあるのでしょうか。

(内藤部会長)御指摘ありがとうござい。これにつきましても次回にでも内容に ついて事務局より御説明いただけますでしょうか。ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

小佐古委員。

(小佐古委員)今のところは私は実は文科省でやりました委員会が10か月ぐらい前に最終報告書を出しているのですが、すでに輸出入に関しては法令解釈等々を含めてアクションをとるという形になっていますので、規制室のほうがお聞きになればこれに対する対応は取られるという形になっています。レポートは全部公開という形になっていないのではないかと思うので。

(内藤部会長)機会を見て、次回以降お願いしたいと思います。

ほかにございますでしょうか。ないようでしたら、次の基本的考え方で7ページ、8ページまでいかがでしょうか。

(小佐古委員)大体これで結構だと思うのですが、出だしのところとテーマごとに核物質の考え方と整合するということがちょっと気になりまして、英語で言えば整合というような、アジャストメントと言うよりはハーモナイゼーションといいますか、調和をとるというような形の言い方になるのではないのかなと思うんです。すでに触れられているようにグレーデッド・アプローチ、特徴に応じたセキュリティの考え方について検討するというような表現のほうが、整合というのはずいぶん聞こえのいい言葉でありまして、核物質でやられていることをそのままきっちりやったらどうかというのは、聞き方によるとそういうふうにとれるものですから、ハーモナイズとか、そういうような感じの表現にしていただくほうが本当といいますか妥当なのではないか。

(内藤部会長)この趣旨は前回、放射性廃棄物のセキュリティに関して基本的考え方をまとめましたけれども、それと整合性をとったという趣旨だと思います。 ですから、小佐古委員御指摘なような流れでということだと思います。

(川上委員)確認です。これはですから内藤主査がおっしゃったようにいわゆる 核物質管理というものとの整合ではないととらえています。

(内藤部会長)そうですね。セキュリティに関して当部会がまとめた全体の考え 方を敷衍する形でということです。ちょっと文章を考えますか。工夫してもらい ます。 よろしいでしょうか、 7ページ、 8 ページは。よろしいようでしたら、次は 9 ページ、 1 0 ページ、すなわち防護すべき対象と放射性物質に対して想定される 脅威でございます。いかがでしょうか。小佐古委員。

(小佐古委員)ここで以下のところがまとめられているんですが、実は潜在的脅威を与えるものとしてダーティボムという言い方をするのですが、実はボムでなくても、ラジオアイソトープは散布しても、それは爆弾でなくてもいくということなんですね。実はこの話はあとでも出てくるし、すでに出てきておりますけれども、非密封のラジオアイソトープは使わないというところと強くリンクしておりまして、これは IAEAのほうにもワーディングは何度も立てているんですが、まだ整理ができていないということです。

非密封のところに着手するということになりますと、非常にやっかいな問題が枝分かれして出てくるとか、あるいは先ほどふれましたけれども自然起源のものでも湯の華なんていうのはそうですし、最初はとにかくみんなおっかなびっくりですから数日間は絶対分からないです。アルファが出てくればひょっとしたらなんていう話が出てきて、何回も紙面上は大きな活字が見られて、みんなパニックになった。最後になれば湯の華かという、こういう話になってしまうということなんです。

いずれにしても非密封についてはさっきのスタディと関係するんですけれども、なかなか問題が難しいから動けないということであれば、原子力委員会主導で我が国から原案を持ち込んで、是非また議論してほしい。

この種のものというのはインターナショナル・ハーモナイズというのが非常に重要ですので、勝手に決めても詮無いことでありまして、そういう点については我が国はいろいろなことに気がついたということでスタディをされてIAEAに持ち込むということをやっていただいたらと思います。

ただ、ちょっとおっかない話があって、どういう種類のシナリオを考えるかですが、ここの場所でしゃべってもいいんでしょうかね。例えばラジオアイソトープにBとかCとか混ぜてやったらどうなるかとか、やっかいなシナリオというのは簡単に考えられるし、何か悪いことをやろうと思う人がそんなに頭が悪いとは思えませんので、だから非常に複合的なこともどこかで話題にせざるを得ない。

ただ一遍に難しい問題をやりますと、問題は混乱するだけで解けませんので、

第1ステップとしては放射線源を中心にして仕組みを考えていただく。それを行動規範に従って粛々とやれるようにする。それはある程度固まるようでありましたら、なるべく早いうちに次のステップについても準備は必要ではないかと思っています。

(内藤部会長)結論から言えば、とりあえずは(3)、(4)に書かれていることでいいということですね。はい、分かりました。ほかにございますか。ないようでしたら、急いで申し訳ないんですけれども、11ページ、12ページ。

(小佐古委員)とり急ぎ。実はIAEAにおいても、細かい経緯は山本委員がよく御存じですが、セキュリティのレベルとか線源のレベルを1、2、3と表したり、A、B、Cとしたりとか、カテゴリーとか、輸送とか、あるいは線源そのものとか、かなりいろいろな作業をやってきているんです。前に1だったものがスプレッドしたりとかスプリットしたりしていろいろなことが起こっているので、この表を作られるときには、一番最新で合意できているものを前面に出して、そのほかのものはプロテクトというと恐縮なんですが、あまり目立たないような表現にしていただくほうがいいのではないのかなと思います。

IAEAにおいても輸送ベースにしてリスクを保存するのか、固定されたような状態をベースにしてするのか、A値、D値の議論とかあったりして、若干IAEAの安全を扱っている部署ですね。放射線安全と輸送安全のところで見解がある。若干違うところもあるんですね。ですから、日本政府として最新のものを基準として表現されるように是非お願いしたいと思います。

(内藤部会長)ありがとうございます。今、関連でいいますと、IAEAでのこの分野でも議論かどう進んでいるかということを常に最新の情報を得てやるということです。先ほど中込委員長からそのような御指摘があったかと思います。

ほかにございますでしょうか。

(衣笠委員)私からのお願いですが、単に言葉の問題なんですが、12ページの 線源の危険性ということで遮蔽なく接近した場合にこうなるということで、致死 量というところを致死線量というふうに線を入れていただきたい。致死量となる と毒物学の概念でございまして、物質を取り込むとか、その量を規制するという のが最初に出てくるものですから、すみません、線を入れていただけるとありが たいのですが。 (内藤部会長)英語も昔はリーサルドーズで来たわけです。だからちょっと古いですね。おっしゃるとおりだと思います。

それでは、次に移らせていただきます。 1 3ページのセキュリティ・レベルの 設定のところ、(7)、13ページはいかがでしょうか。ここはちょっと分から ないんですが、(6)ではIAEAの議論、IAEAの分類をもとに整理と書い てあるんですが、(7)でどこまでがIAEAの議論で、どこまでが我が国オリ ジナルなのかというのはちょっと不明なんですが。

(事務局:牧野企画官)御説明申し上げます。13ページにおきましては潜在的 危険性のカテゴリー1、2、3、4というのはまさにIAEAのほうでパブリケーションされているドキュメントに従った分類そのものですので、これはそのま まです。

一方、目標とするべきセキュリティ・レベルのところのA、B、C、Dというものにつきましては、これは基本的には現時点においてIAEAが核セキュリティシリーズとして整備をしている草案の段階のもの、これは14ページに表が書いてありますけれども、セキュリティ・レベルの放射線源のセキュリティの草案と書いてあるもの、これをベースに書いてあるということであります。

(内藤部会長)「ただし」のところもそういう考え方があるということでいいんですか。

(小佐古委員)ここのところは3の文科省の委員会で議論されたところでありまして、確かリモートアフターローディングだったと思うんですけれども、それを実用を考えるとCクラスとして集めるのではなくて、Bクラスとしたらどうかというので、国内事情を少し入れて、基本形はIAEAですが、国内事情を入れて我が国のグレーディング・アプローチとしてやるものについて幾つかのものについては上下、下はなかったと思うんですが、上は上がったものが幾つかあるということもふれておきたい。

(内藤部会長)そうですか。ここの書き方だと、その下がむしろ下げる方向で書いてあるので、下げる理屈かなと思ったんですが、それはアップグレードもあるということですね。

はい、分かりました。ほかにございますでしょうか。

(近藤委員長)アップグレードがあるという表現は混乱してしまう。IAEAに

対してアップグレードに対してアップグレードするという話と、いわば裸の線源の潜在的危険性に対してA、B、Cといったん対応を決めたけれども、それからアップグレードにするという話が2つあるんです。小佐古委員が言ったのはIAEAに比べて日本はアップグレードしたとおっしゃったのか。裸の線源についてA、B、Cといったん置いたものからアップグレードしたとおっしゃったのか、多分、僕は前者のほうだと思っているんですが。

(内藤部会長)それでいいですか。

(小佐古委員)実は先ほどありましたけれども、RS-G-1.9というのは放射線源の安全のほうの議論なんです。今議論しているのはセキュリティの議論になっておりまして、線源の安全性を下敷きにしてセキュリティ側のグレード分けをするということで議論は進んでいるんですが、今まさに、多分もう固まったんだと思うんですが、何度か変更の後にドラフトのバージョンなんですね。A、B、C、Dというのは。ですから、お医者さんの意見を聞きまして、たしか1つか2つだったと思うんですけれども、A、B、C、Dとこちら側、A値とD値と分けるのですが、日本の国内法令に適用するときには装置を特定する格好になります。線源とかそういうのではなくて、この種のものはこういうふうにしてくださいという、具体的なものに焼き直すんですね。その焼き直す作業のところで、確か1つか2つだったと思うんですが、それは上側として扱うのはいいということで、一般形でいえばIAEAのものの幾つかを変えたということになるんですが、IAEA側のほうがまだドラフトであるということで、それに近いような作業をしました。

(内藤部会長)ありがとうございます。原子力委員会のこの部会としては多分、 基本的な考え方を示すということであって、個別具体的な規制の対応については 省庁に任せるという、スタンスを多分取ると思いますので、ですから今のことも 含めてどこまで書き込むかということはあろうかと思います。

衣笠委員。

(衣笠委員)13ページでセキュリティ・レベルA、B、C、Dと横に日本語で「脅威の達成を確実に防ぐ」とかずっとあるんですけど、これを読んでパッと見た人はAとDは何となく分かるんですが、BとCは難しいですね。「高い可能性で確実に防ぐ」「適切な可能性で防ぐ」という表現になっているんです。これの

伏線は、こういうふうな手段をとるよというのがあって始めて理解できると思うんです。そういうものを書き込めるとか、何か説明につけれたら、こういう手段と対比して言っているんだなというふうな理解の仕方をしないと、これだけではちょっと難しいと思います。

(内藤部会長)ありがとうございます。小佐古委員。

(小佐古委員)これはIAEAが言っているところの言葉ですが、実際の法律の議論とか具体的なものは実はAとBについてはすべて線源登録をやるということになるわけです。それで、数をずいぶん調べておりまして、Aに相当するのは何個、Bに相当するのは何個というので、Bがたしか300とか400ぐらいだったような気がするんですが、Cに入りますと、突然増えてきます。IAEAの行動のコンタントの具体的な推進のほうもA、Bを最初にやるという言われ方をされておりますので、A、Bで具体的にはやると思いますね。ですから、実際のものに焼き直しますと、先ほど後に出ておりますように滅菌装置はAである。高・中線量率の治療装置がBで、リモートアフターローディング装置とかいくつかのものがCに入って、Dに入ってちょっとこういう順番になっているんですね。具体的な議論の中ではA、Bは線源登録をして、数としてはこれぐらい。物質としてはこうだというのが具体的にはされているんですが。

(近藤委員長)適切にやりますけれど。

(内藤部会長)個別具体的にこれはこれでなければいけないというのではなくて、 例えば例示をするというのはあるかもしれません。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

ないようでしたら、続きまして15ページ、セキュリティ機能体系を構成する機能。16ページ、対象ごとに具体的な特徴を踏まえたセキュリティ機能体系の基本的考え方を整理。15、16ページはいかがでしょうか。

全体的には放射線廃棄物、高レベル放射線廃棄物について示した基本的考え方にならった手立てになっております。

15ページのなお書きのところ、これは放射線源だけに改めて言及しているんですか。そのこと自体はすでに高レベル放射線廃棄物についても該当することですよね。

(事務局:牧野企画官)ここにつきましては、実は現在の草案であります IAE

Aの放射線源のセキュリティの指針類の類につきましてもちょっと議論のある書き方になっていまして、あとコード・オブ・コンダクトの中にもやはり「ディター」ということは出てきています。それで放射線源についてはやはり「ディター」という部分も議論にはなり得るのかと思って、改めてここになお書きを入れてあります。

(内藤部会長)分かりました。ほかにございますでしょうか。

ないようでしたら最後のページ、17ページ、その他の検討事項。これは先ほ ど川上委員のほうから輸出入規制のことを細かく書いたらどうかということであ りました。ほかにございますでしょうか。交告委員。

(交告委員)お話を伺っていて、法律家が何の役に立つかよく分からなくなってきたんですけれど、例えばこういうABCDという分け方をするということを何らかの法令の中で制度化しようと考えた場合に、6ページに上がっているような5つの法律をどこかを変えるということをお考えになっているのか、それとも共通の法律を作ることを考えるべきなのかということが質問なんですけれど。

6ページの法律の下から2つ目の四角をずっと見ていくと、許可とか届出とかそういうことが書いてあって、許可とか届出というのはある一時点でのチェックですよね。しかし、検知、遅延、対応とか管理とか、要するに立ち入りをコントロールするとか、不法持ち出しをコントロールするとか、そういうことは許可とか届け出とはまた別個に制度設計しなければいけないので、そんなことは法令にしないのだというのだったら別ですけれど、法令で何か制度化するということになると、そこは許可とか届け出とまた違う仕組みを設けなければいけないので、それは6ページのそれぞれの法律のどこかを考えるというふうにお考えなのか、それとも何かまた別の。

それからさっき小佐古先生がABについては線源登録するとおっしゃったんですが、それはどういう法律の根拠に基づいてやるのでしょうか。

(内藤部会長)ありがとうございます。私のほうから簡潔にお答えしますと、ここではあるべき姿を示すということであって、それを実際的にどう実現するかは関係省庁に任せるということになろうかと思います。

それで、具体的には例えば核物質防護の分野で言えば、INFCIRC/225のRev. 4 を実行するために核物質防護検査とか、あるいはDBTを示すだとか、3つの要

素を新たに入れて原子力規制法の法律自体を変えたんです。ですから、こういうことが必要だよということを言って、それを実際にどうするかは行政庁に任せるというところではないかと思います。

例えば先ほど交告委員がおっしゃったような許認可ではカバーされない、本当にそれが実施されているかどうかというのは検査ということがあろうかと思いますけれども、それが安全の検査の中でやるのか、あるいは別途新しくセキュリティの検査ということを起こしてやるのか、それについてはもう行政庁に任せる。ただし、この部会で示されたラインに従ってやってくださいという、そういうことだと思います。

小佐古委員。

(小佐古委員)私が法律のことを言っていいのかどうかですが、先の委員会ですでに議論されておりますところは、例えばAとBがある。線源登録をするというのを1例としてお話ししたんですが、例えばAについては監視をするというようなものをどのレベルで、法律で要求するのか、政省令で要求をするのか、もくもくと下で要求するのか、行政庁の判断ですが、重みを付けていくということですね。

先ほどおっしゃいました許可とか届出を出してさよなら。実際はそういう仕組みにはなっておりませんで、法律のほうにはこうなっているんですが、下側のほうには年に1回の安全の検査というのが行われることになっておりますし、そのところが議論になりまして、現状の法律では線源を使っていいという枠取りをするんですね。線源1個1個に名前をつけて確認する形になっておりませんので、先ほどの線源登録というのは大きなものについては1個1個を確認するという形になっています。

年に1回だけでは不十分だろうということで、線源が移動したとき、そのときに届け出をたしかするような、届けをするというよりどういう形のものになるか行政庁の判断だと思うんですが、それが動きましたというのが行政側には分かるような形にするという、例えば線源を購入すると、あれは幾らだったか、二十何万だか、それ以外にはどういう線源のというのをきちんと届ける。移動があればそのときにきちんと届けて、行政庁側にデータベースとして分かる、そういう形になるということですね。

このレベルで行政側の細かい法律事項を言うのかというのは、ちょっと私はよくわからないんですが、通常は理念をお示しになって行政庁側の判断で、行政庁の委員会として大体こういうことをやってほしいということは決めるんですが、内閣法制局そのほかでどのレベルで何を規定するかというのは行政庁側の手の内にあるというふうに了解しています。

(内藤部会長)ありがとうございました。ほかにございますか。中込委員。

(中込委員)簡単な質問ですが、最後の17ページのその他の主な検討事項ですが、これらは多分今後行っていく上に大変重要なことだと思うんですが、ルールとは別に。これについては規制当局というよりはまとめ役である原子力委員会がここをやっていくという、そういう考え方でよろしいのでしょうか。

(内藤部会長)中を議論していかないと分からないと思います。いずれにしても これを忘れないでやりましょうねということです。

(近藤委員長)2つ。先ほどの交告委員の御質問に際しては、だから8ページの コード・オブ・コンダクトの要約がありますが、こういう原則を合意するといた しますと、これを原子力委員会としてはこういうことで行政庁よろしくお願いし ますということと、例えば国はしかるべき制度を整備するということにもなるわ けですが、例えばそれを事業者が自ら定めるところの保安規定とか管理規定と国 としては定めなさいと言い、それ基準を用意して認可するということで担保する。 そのレベルが今小佐古先生がおっしゃったようにケース・バイ・ケースなんです が、いずれにしても原則はただ目標で言っているわけではなくて、こういうこと をここでアグリーすると、それを担保するべく実効的な行政と措置が用意される、 そういう期待を持って議論していくということになるわけです。ですから、実は 今日の資料は行動規範の要約を書いてあるんですが、これは実に問題があります。 後ろのほうはある意味では刺身のツマと言ったらおかしいんですけれど、このコ ード・オブ・コンダクトのすべてでして、この一部として例えばグレーディン グ・アプローチによるべしということを1行書いたところをそこの具体的に展開 するとこうなるということを示している。そういう位置付けで実は8ページが基 本的考え方として一番重要です。ここは本当は要約を書いてはいけない。これを 我々としてむしろ文章化したものについてどこまで強い規制的表現でもって行政 庁にお願いするかということを決めなければならない。そういう作業が今後待っ

ているということ。これから交告先生に吟味していただく議論がたくさん出てくる。そう御理解いただいたらいいと思います。

ここは原子力委員会をいじめる場ではないんですね。皆さんでこういうことは国としてどうやられたかとか、研究費をちゃんと取ってやるべきだということをアグリーしていただいて、書き込んでいただければ私どもは行政の一員としてそこはそういう研究枠を取ってくるとか、そういう仕事を我々が責任を感じてやる。そういう整理になると思いますので、ご自由にというか、正しいと思うことを提言いただいて、レポートに書き込んでいただくということだと思います。

(内藤部会長)ありがとうございます。先ほど確かにこの分野の研究開発の推進という、その御意見があったのが抜けていましたので、それを書き込んでいただければと思います。

ほかにございますでしょうか。小佐古委員。

(小佐古委員)もう大体おしまいに近いと思ったのであれなんですが、是非関係省庁の連絡を密にしていただきたいと思います。とりわけセキュリティイシューということになりますと、警察のほうの協力が不可避でありまして、私どもはセキュリティの国際会議に出てインターポールみたいな国際刑事警察機構というのがあって、そこからお声がかかるから日本からもお出になるんですが、国内の議論が見ている限りでは非常に未成熟でありまして、出てもちょっと議論についていけないというような場面もあったもします。

ここのところとの連絡が密でないと、我々も年が明けてあるんですが、警察の ほうから御指摘があって、セキュリティの大演習をやりたいと言うんです。大演 習というのが、手の内を全部公開ということに成りますので、そこら辺は意思疎 通を十分にしておやりになるほうがいいと思います。

警察のほうは警察のほうで我々も知らないノウハウをずいぶんいっぱいお持ちであって、これの活用で議論するよりははるかに実効性のあることをよく御存じなんですね。

その一方で我々は大変よく知っているけれども、向こうでは全然常識ではない ということがありますので、是非その方面を進めていただけるようにどこかに書 いておいてください。

(内藤部会長)関係省庁として警察の役割は重要だということですね。ありがと

うございました。

ほかにございますでしょうか。

もしなければ全体を通して今日の議論の中で何か追加のコメント等はございま すでしょうか。

あと参考資料2が配られていますが、何か事務局から言及することはありますか。

(事務局: 牧野企画官)特に、参考として配布をしただけであります。たまたま本専門部会で検討している内容に関係する報道がありましたので、スロバキアで濃縮ウランが押収されたという記事を紹介したということであります。東欧諸国ではこのような放射性物質の不法な取引が現実に行われているんだということを示しています。

(内藤部会長)ありがとうございました。それでは最後に事務局から次回の日程 等については御紹介ください。

(事務局:立松上席調査員)次回ですけれども、本日の御意見を踏まえて、引き続き放射性物質のセキュリティに関する基本的な考え方について御審議いただこうと思っております。日程につきましては、委員の皆様の御都合をお伺いした上で後日御連絡させていただくということにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議事録につきましては事務局で案を作成しまして、出席された委員の方々に御 確認をいただいた上で公開させていただきます。

(内藤部会長)今事務局から御説明がありましたように、次回は来年になってからということでございます。今回が今年最後の部会となりました。また来年も引き続きよろしくお願いしたいと思います。よいお年をお迎えください。